

期末・勤勉手当の一部凍結に関する人事院勧告と筑波大学の対応について

2009年6月1日

筑波大学教職員組合つくば 執行委員会委員長

5月11日、期末・勤勉手当の一部凍結に関する人事院勧告について、職員課企画第二係（組合担当）から事前説明を受け、合わせて大学執行部の見解について話し合いを行いました。

事前配布資料に基づいて執行委員会内で意見交換し、「教員以外の職員のつくば地域手当が人事院勧告と3%の格差がある点を是正した上で、厳しい経済社会状況を考えると、同手当の一部凍結は止むを得ない」との意見が多かったため、このような意見に沿って5月11日は委員長が代表して話し合いを行いました。

その後、5月28日の大学当局の役員会および経営協議会に向けて、大学執行部の対応についての資料（5月25日付組合担当名文書）が委員長に提示されました。

本組合協議会としては、東京とつくばでそれぞれ独自に話し合いを行い、協議会としては大学当局に要望書を準備しませんでした。5月27日までに筑波大学ユニオン執行委員長から大学執行部への要望の表明（ユニオンニュース）がありました。

本組合つくば委員長としては、5月28日の役員会前までに、当局の組合担当者を通し、大学執行部へ委員長見解を伝えるよう電話およびメールで申し入れました。

以上の経緯を踏まえて、5月29日の学研労協からの問い合わせに対しても、下記回答を行っております。

筑波大学教職員組合つくば（書記次長）

筑波大学のつくば地区の二つの労働組合でそれぞれ見解をしめしています。

<筑波大学ユニオン執行委員長の学長宛要望書：5月25日>（概要）

1～5.（省略） 6.・・・一部凍結を実施しないように求める。

<筑波大学教職員組合つくば執行委員長の大学執行部に対する意見表明：5月28日>

1.つくば地区の教員を除く職員の地域手当は、人事院勧告・給与法よりも3%低いので、人事院勧告どおりに是正すること。

2.今回の期末・勤勉手当の凍結については、厳しい経済社会状況を考慮し、人事院勧告どおりとすること。

3.凍結分の使い道については、22, 23年度とたいへんに厳しい学生・大学院生の就職状況を考慮し、学生に対する経済支援に使うこと。

<具体的例>

22年度からの就職先・進路が決まらない21年度修士課程修了者に対して、筑波大学特別修士研究員の制度をつくり、一定期間、手当（月額1万円程度）と共に、図書館・インターネット利用、研究室での研究補助業務、学内バス学生割引の適用を行い、就職・進学再挑戦のための支援を行う。